

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和５２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表学校医の項及び学校歯科医の項中「４５，４５０円」を「４５，８５０円」に改め、同表狭山保育園嘱託医の項中「１７，８４０円」を「１７，２８０円」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。